

別紙5 賃貸借契約書に記載を求める特約事項

- 1 保証金又は敷金並びに礼金、家賃、共益費、駐車場使用料及び駐輪場使用料等は、本賃貸借契約の開始時から、六泉寺町市営住宅等の建替工事が完了し、賃借人が建替住宅への移転を完了する予定の令和●●年●●月●●日までの間、又は、六泉寺町市営住宅等の建替工事が遅延した場合には、賃借人が建替住宅に移転することができる状態になるまでの間（ただし、事由の如何を問わず本賃貸借契約がこの期間中に終了した場合には、その終了までの間）、市が賃借人に代わり立て替えて支払う。
- 2 賃借人が死亡したときは、本賃貸借契約は終了するものとする。ただし、市が賃借人の同居者に対して、高知市営住宅条例に基づく継続入居を許可した場合は、賃借人は当該入居資格のある者との間にて、本賃貸借契約終了時を始期とする本賃貸借契約と同一の内容の賃貸借契約を新たに締結するものとする。なお、この場合には本賃貸借契約における保証金又は敷金に関する法律関係は精算せず、賃借人と当該入居資格を有する同居者との間の新賃貸借契約に承継されるものとする。
- 3 賃借人及び賃借人は、本賃貸借契約終了後の保証金又は敷金の返還につき、市がその返還を請求することができ、その返還金を受領することを承諾する。
- 4 本賃貸借契約（特約を含む。）に基づき、賃借人、賃借人及び市の間で、保証金又は敷金並びに礼金、家賃、共益費、駐車場使用料、駐輪場使用料、原状回復費及び修繕費等について、費用の支払い（保証金又は敷金による相殺を含む。）又は返還が生じる場合、市の委託に基づき【PFI事業者の名称】がこの支払い又は返還に関する事務手続きの調整を行うものとする。
- 5 賃借人及び賃借人は、本賃貸借契約に関する相手方に対する苦情、抗議及び請求等があるときは、日常的な賃借人・賃借人間の連絡を除き原則として【PFI事業者の名称】を通じて、その伝達を行うものとする。
- 6 賃借人及び賃借人は、前項の苦情等があるときは、【PFI事業者の名称】を通じて、鋭意協議し、その解決に努めるものとする。